

## 《 射水市ゆとりライフ互助会共済給付金》

共 済 事 由		共済金額(円)	必要な添付書類	
①死亡・ 後遺障害 (等級表による)	会員本人（下記の事由に限りです） ・ 疾病死亡 ・ 疾病による重度障害 ・ 不慮の事故による死亡 ・ 不慮の事故による後遺障害	65 歳未満 50,000 65 歳以上 25,000	・ 死亡診断書(写) ・ 戸籍謄本(写)等、受取人と会員との関係が分かるもの ・ 後遺障害の場合は後遺障害証明書 ・ 交通事故の場合は事故証明書	
	配偶者	20,000	・ 戸籍謄本(写)等、家族の死亡と会員との関係が分かるもの	
	子（会員の子及び子の配偶者等）	10,000		
	親（会員及び配偶者の実父母等）	10,000		
	同居親族（住宅災害による場合に限る）	10,000		
②傷 病	14 日以上休業	10,000	・ 診断書(写)又は事業主の休業証明書	
③住宅災害 (自家で居住していること)	火災	最大 100,000	・ 罹災証明書 ・ 業者修理見積書・請求書	
	自然災害	最大 30,000		
	同居親族の死亡	10,000		
④その他 慶 事	結婚	10,000	・ 戸籍謄本(写)	
	子供の出生	10,000	・ 住民票又は健康保険証(写)又は母子手帳の出生届出済証明(写)（会員との続柄がわかるもの）	
	子供の就学(小学校・中学校入学時)	10,000		
	還暦祝（満 60 歳）	10,000	・ なし ★誕生日が過ぎたら、速やかに請求ください	
	結婚記念祝	銀婚祝・25 周年	5,000	・ 戸籍謄本(写)
		金婚祝・50 周年	10,000	
	勤続祝金	勤続 10 年	8,000	・ 事業主の勤続証明書 ★支払事由の確定日は該当する勤続期間の応当日の前日となります。 (例：2013 年 4 月 1 日就職で勤続 10 年の場合、事由確定日は 2023 年 3 月 31 日)
		勤続 15 年	10,000	
		勤続 20 年	10,000	
		勤続 25 年	10,000	
勤続 30 年		10,000		
勤続 35 年		10,000		
勤続 40 年		10,000		

※共済事由に応じた請求書様式で請求してください。(請求事由発生の日から3年以内に請求してください。)

①死亡・後遺障害⇒本人死亡・後遺障害保険金請求書      ②傷病⇒保険金請求書兼証明書<一括用>

③住宅災害⇒住宅災害等共済金請求書      ④その他慶事⇒保険金請求書兼証明書(4名連記用)

・請求書様式は、全労済協会ホームページからダウンロードできます。

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp/mutual/yasuragi/>

※入退会届、各種証明書は射水市ゆとりライフ互助会のページからダウンロードできます。  
(射水市ゆとりライフ互助会で検索)

※共済給付金の支払日について

・毎月15日までに請求いただいた分(事務局着分)については、翌月15日支払い(土日祝日等金融機関の休業日の場合は翌営業日)となります。